

「地域密着リフォーム事業」登録事業所・登録要領

第1条（目的）

この要領は、「地域密着リフォーム事業」の登録に関し、必要な事項を定める。

第2条（登録）

栃木県商工会連合会長（以下、「商工連会長」という。）は、登録事業所の申請のあった、地域密着リフォーム事業の趣旨に賛同し、商工連会長の定める基準を満たすものを、「地域密着リフォーム事業登録事業所」（以下、「登録事業所」という）として登録する。

第3条（登録基準）

登録事業所の登録にあたっては、下記の基準を満たすものとする。

- (1) 商工会の会員であること
- (2) 所属の各商工会において十分に検討し、地元商工会長の推薦があること
- (3) 登録事業所申請書に記載の、「誓約書」の内容を遵守すること
- (4) 各商工会にあつては、推薦するにあたり「誓約書」内容を事業所に厳守させること

第4条（登録期間と登録料）

登録事業所の登録開始は4月1日とし期間は3年間とする。期間途中による登録の場合も、終了期日は同一とする。登録料は3年間の登録期間で10,000円とする。（期間途中で登録する場合も同額とする）

第5条（登録事業所の申請等）

登録を受けようとする事業所は、地元商工会長の推薦を受け、所定の登録事業所申請書に必要事項を明記し、必要書類等を添付して、商工連会長に申請する。

商工連会長は、登録事業所申請書を受理した場合は、登録基準を満たしているかを確認し、速やかに登録を行う。

第6条（登録証の交付）

商工連会長は、前条において登録を可とした事業所に対し、登録証を交付する。

第7条（登録内容の変更）

登録事業所は、下記の登録内容に変更のある場合には、地元商工会を通じて商工連に変更届を、速やかに提出する。

- (1) 住 所
- (2) 事業所名（組織変更の場合も含む）
- (3) 代 表 者

第8条（登録事業所の取り消し）

商工連会長は、登録事業所が次の事由に該当する場合に、登録を取り消すことができる。

- (1) 営業を終了した場合
 - (2) 登録基準に該当しなくなった場合
 - (3) 消費者の信頼や県・商工連・商工会の存在を著しく失墜させる行為を行った場合
 - (4) 登録事業所が、商工会を退会した場合
 - (5) 登録事業所が、取り消しを申し出た場合
- 2 登録事業所が、登録を取り消された場合は、速やかに登録証を返還するものとする。

第9条（広告宣伝）

商工連会長は、登録事業所の利用拡大を通じ、地域経済の発展と振興を図るため、あらゆる機会を利用して、登録事業所の広告宣伝を行う。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成17年12月15日から施行するものとする。

附 則

（施行期日）（平成19年1月12日）

第3条(1)、第8条(4)(5)については、平成18年4月1日から適用する。